【学術論文】

『日本書紀』仏教伝来記事と末法思想(その二)

吉田一彦

部氏、 れる。 ある。 要旨 見るべきものであるが、ではそれはどのような構想のもとに書かれ ており、 それらを歴史的事実を伝えるものだと評価するのが一般的であった。 られた記事である。またそれに続いて、蘇我氏など仏教興隆派と物 この課題の解明に取り組むものである。 ているのか。またそれを書いたのはどのような人物なのか。 しかし、 これらは『日本書紀』の編纂者によって作られた創作史話と 中臣氏など廃仏派とが争ったという記述もある。かつては、 またそれに続く記事にも史実とは見なせない記述が多く見ら 『日本書紀』には仏教の伝来についての記述がある。よく知 仏教伝来記事には経典や仏書の文章や文言が多数用いられ 『日本書紀』編纂段階における作文であることが明らかで 小論は

キーワード:日本書紀、末法思想、廃仏と三宝興隆、創作史話

道慈

人間文化研究 7 二〇〇七年

はじめに

仏教伝来記事の典拠 (以上本号)

一 仏教伝来の年次の設定

中国における末法思想と末法初年

Ξ

四 末法と廃仏

『日本書紀』の仏教関係記事の読解

『日本書紀』の仏教関係記事の構想と道慈

六 五

むすび

はじめに

 『日本書紀』は、欽明十三年(五五二)十月条に仏教伝来の記事を のであるなら、仏教は五五二年にわが国の欽明天皇に伝えられたとい という「詔」の文も掲載されている。これらが歴史的事実を伝えるも という「詔」の文も掲載されている。とれらが歴史的事実を伝えるも という「詔」の文も掲載されている。とれによれば、この時、百済の聖明王が使者を派遣し、

た上で、三箇所にわたって用いられているからである。また、そのほな問題がある。仏教経典『金光明最勝王経』の文章が、一部改変されしかしながら、早くから指摘されているように、この記事には大き

年(五五二)という伝来の年次はどう評価することができるのか。 『金光明最勝王経』は、唐の長元三年(七〇三)に義浄が漢訳したもある。したがって、仏教伝来記事は、五五二年もしくはそのしばらくある。したがって、仏教伝来記事は、五五二年もしくはそのしばらくはなく、もし原資料があるのなら、『日本書紀』の編纂者たちが七〇三年以降にそれに大きく加筆増補したということになるし、そうでないなら、編纂者たちが全く新しく作文したものとなるだろう。では、いなら、編纂者たちが全く新しく作文したものとなるだろう。では、いなら、編纂者たちが全く新しく作文したものとなるだろう。では、いなら、編纂者たちが全く新しく作文したものとなるだろう。では、いなら、編纂者たちが全く新しく作文したものとなるだろう。では、いなら、編纂者たちが全く新しく作文したものとなるだろう。では、いなら、編纂者たちが全く新しく作文したものとなるだろう。では、いなら、編纂者たちが全く新しく作文したものとなるだろう。では、いなら、編纂者に大きく加筆増補したというのはありえない。

は 響を与え、 明寺などで留学生活を送って、 の記事の作文に関わったのは道慈であると論じた。道慈(六七〇前後 も道慈にほかならないと説いた。この説は、その後の研究に大きな影 慈であろうと推定し、 唐で新たに翻訳された『金光明最勝王経』を日本にもたらしたのは道 〜七四四)は、大宝二年(七〇二)の遣唐使に随って入唐し、長安の西 これについて、井上薫氏は、いくつかの状況証拠から考えるに、こ 僧の道慈と見るよりも俗人と推定するべきであり、 帰国後は、国家の仏教の中枢で活躍し、長屋王や藤原氏との親交 国家の仏教政策の立案にも関わった人物であった。 研究は深化していった。近年、仏教伝来記事を作文したの その文章を用いて仏教伝来記事の文を作ったの 養老二年(七一八)に帰国した僧であ たとえば山 井上氏は

ている。(⑤) この説は疑問で、やはり道慈と見るべきだと私は考え論じたように、この説は疑問で、やはり道慈と見るべきだと私は考え史御方などが想定されるのではないかとする説が提起されたが、別に

五五二年という伝来の年次はどう理解すべきか。

私は、

かつて田村

価 明する作業となるだろう。それは困難だが魅力的な課題となろうし、 の話を作っていったのか。その読解は、 纂者によって、一定の構想のもとに書かれた創作史話と評価すべきも ているのかを考察しようとするものである。これら一連の記事は、 むしろ『日本書紀』が書かれた八世紀初頭の、 のであるが、ではその作者は、一体どのような思想に立脚してこれら らか原資料に基づいて書かれたようなものではなく、『日本書紀』 脚しているのか、そして一連の記事はどのような構想のもとに書かれ いられて文章が作られているのか、年次の設定はどのような思想に立 よびそれに続く一連の記事をあらためて検討し、どのような文献が用 明できておらず、中国史料との比較検討もはなはだ不十分である。 先行研究は、編纂者がどのような構想でこの年次に設定したのかを解 圓澄氏や益田宗氏らが論じように、これは末法思想に基づいて『日本』 『日本書紀』という扱いの容易でない史料を、 書紀』編纂者によって意図的に設定された年次だと考えている。 ただ !することにもなると考える。以下、読解を試みることとしよう。 小論は、そうした研究状況をふまえ、『日本書紀』仏教伝来記事お 六世紀の歴史の解明ではなく 政府中枢部の思想を解 使える史料として再評 何

_

7

二〇〇七年

生

仏教伝来記 事の 典 拠

ず、『日本書紀』欽明十三年(五五二)十月条の仏教伝来記事の全文を どのような経典、 これについて、これまでも重要な指摘がなされてきたが、ここではそ れらに私なりの検索・調査の成果を加えて詳論することとしたい。ま 『金光明最勝王経』の使用 仏書が用いられているかについて検証しておきたい 最初に、『日本書紀』仏教伝来記事に

仏の 臣怒唎斯致契を遣して、帝国に伝へ奉りて、 ちて、尊敬せざること無し。是に由りて、百済王臣明、謹みて陪 用うべき所に逐ひ、尽に情の依なるが如く、 乃至は無上の菩提を成弁す。譬へば、人の、 諸法の中に最も殊勝たり。 契等を遣して、 も亦復然なり。祈願すること情の依にして、乏しき所無し。 し知ること能はず。 冬十月に百済の聖明王〈更の名は聖王〉 の日に、 遠くは天竺より、 別に表して、 『我が法は東流せむ』と記せるを果たすなり」と。 朕、 昔より 天皇、 釈迦仏の金銅像一軀・幡蓋若干・経論若干巻を献 チャル 流通・礼拝の功徳を讃へて云く、「是の法は、 聞き已りて、 此の法は、 未だ曾て是の如く微妙の法を聞くこと得 解し難く入り難し。 能く無量無辺、 歓喜踊躍し、 西部姫氏達率怒唎せいほうきしだちそちぬり 畿内に流通せしむ。 随意の宝を懐きて、 使者に詔して云は 周公・孔子も、 福徳果報を生じ、 此の妙法の宝 且ま 夫そ 斯致ち 尚

無上菩提」という文章は、『金光明最勝王経』寿量品の 勝王経、 このうち、 無量無辺、 周公孔子尚不能知、 後の福を求むべし」と。天皇曰く、「奏に依れ」と。有司、 ずして復さば、必ず当に慶有るべし。 燼きて更余無し。是に、天に風雲無くして、忽に大殿に災あり。 仏像を以ちて、難波の堀江に流し棄て、復火を伽藍に縦く。焼き 療すること能はず。 に出世の業を修め、因りて向原の家を浄捨して寺と為す。 し」と。大臣、跪きて受けて忻悦し、小墾田の家に安置す。 天皇曰く、 方今し、改めて蕃神を拝まば、 恒に天地社稷の百八十神を以ちて、 臣連鎌子、同じく奏して曰く、「我が国家の、 べきや以不や」と。蘇我大臣稲目宿禰奏して曰く、「西蕃の諸 ず。然れども、朕自ら決むまじ」と。乃ち群臣に歴問して曰く、 「西蕃の献れる仏の相貌、 後に、 に皆礼ふ。豊秋日本、 於諸経中、 「昔日臣が計を須ゐずして、 聖明王の上表文の「是法、 国に疫気行りて、民天残を致す。久にして、愈多く、 福徳果報、 「情願する人稲目宿禰に付して、試に礼拝せしむべ 最為殊勝、 此法能生、 物部大連尾輿・中臣連鎌子、同じく奏して日 乃至成弁、 豊独り背かむや」と。 難解難入、 端厳にして全く未だ曾て看ず。 恐るらくは国神の怒を致さむ」と。 無量無辺、 斯の病死を致せり。今し遠から 無上菩提」という文章を用 於諸法中、 春夏秋冬、 声聞独覚所不能知、 早く投げ棄てて、 福徳果報、 最為殊勝、 天下に王たるは 物部大連尾輿・中 祭拝するを事とす。 「是金光明最 乃至成 此経能 難解難 礼_まる。 治

明最勝王経』 国品の長行頃の である。 反応について記す『日本書紀』 此妙法宝亦復然、 王経」を「是法」 所 、福徳随心無所乏」を改変して文章が作られている。 を用いて文章が作られていることがすでに判明している。 世尊我従昔来、 を 朕従昔来、 次に、『日本書紀』の「譬如人懐随意宝、 部改変して作成されている。 「尚」に、「経」 四天王護国品の 「如人室有妙宝篋/随所受用悉従心/最勝王経亦復然 未曾得聞、 祈願依情無所乏」は、『金光明最勝王経』 に、また「声聞独覚」 未曾得聞、 を「法」に変えているが、 如是微妙之法、 爾時四天王聞是頌已、 の「是日、天皇聞已、 如是甚深微妙之法、 『日本書紀』は、 を「周公孔子」に変え、 然朕不自決」も、 逐所須用尽依情 心生悲喜、 他は経文と同 歓喜踊躍 さらに、 歓喜踊躍 「是金光明最勝 四天王護 涕淚交 欽明の 『金光 白仏 詔使

周 った意味になる。 者には知ることのない境地である、といった意味になるだろう。 しがたく、 光明最勝王経』の教えは諸々の仏教経典の中で最もすぐれており、 子」と改変したのであろうか。『金光明最勝王経』の文は、この 公・孔子のような儒教の聖人には知ることのない境地である、 『日本書紀』のように改変すると、この仏法の教えはもろもろの法 周 公孔子 教え)の中で最もすぐれており、 入りがたく、 『日本書紀』 これは仏教の立場から、 声聞・独覚のような大乗仏教以外の仏教修行 は、 なぜ経文の 解しがたく、入りがたく、 儒教を低く評価した文章に 「声聞独覚」 を 「周公孔 一金 解

変えられているのである。

記事、 らの反論の様子も詳説されている。それは、 について記述する文献はいくつかあるが、 と仏家との間で、 典拠を求めるべきだと私は考えている る。 圧的であった人物たちの言動が詳しく引用、 略記する)がある。その巻五~十一には、 のに道宣『広弘明集』(大正新修大蔵経第五二巻、 が大規模な仏教弾圧としてよく知られている。そうした宗教間の争い 武帝の廃仏、北周の武帝の廃仏、唐の武宗の廃仏、後周の世宗の廃仏 それに介入して、三つのうちの一つもしくは二つを弾圧するという出 る。 国における儒仏道三教の抗争と融和の複雑な歴史およびその文献であ たのであろうか。これを考える上で勘案しなくてはならないのは、 来事も何回か起こった。 では、 中国では儒教、 「周公孔子」という文言は、 およびそれに続く一連の記事を読解する上で、 この条の作文者はどのような見地からこうした改変を行なっ その優劣をめぐる激しい論戦が行なわれた。 仏教、道教の三教がしばしば対立し、儒家や道家 国家が行なった「廃仏」としては、 そうした論戦の中で書かれた文章に 仏教に懐疑的、 仏教の立場から書かれたも 紹介され、また仏教側か 『日本書紀』の仏教伝来 以下「大五二」のように 大いに参考にな 敵対的、 北魏の太 国家が 弾

書の如う る る。 に その沈約「均聖論」(一二一頁下段、 "広弘明集" 「周孔の二聖は宗条稍々広し。 咸な縁報の業有らば、 巻五には、 斉の沈約と陶華陽との論争が収められてい 則ち禹湯文武も並に封刳を受け、 (中略) 以下「一二一C」のように略記 惑者又云ふ、 若し釈氏の 周

四

八間文化研究

二〇〇七年

じられる中で「周公孔子」の評価が取りざたされたのである。 にられる中で「周公孔子の漸く仁惻を弘むること、前論已に詳らかは食はず、斬伐時有りとは、蓋し大いに仁義の道を明かにせんと欲するなり」などと述べている。これに対する沈約「陶華陽に答ふ」(一二三AB)において、「周公の言はざるは恐らくは未だ出でざるに第きや」とある。これに対し、陶隠居(陶華陽)は「均聖論を難ず」であれる中で「周公孔子の漸く仁惻を弘むること、前論已に詳らかるなり」と説いている。これに対し、陶隠居(陶華陽)は「均聖論を難ず」にあれる中で「周公孔子の漸く仁惻を弘むること、前論已に詳らかるなり」と説いている。これに対し、陶隠居(陶華陽)は「均聖論を難ず」にあれる中で「周公孔子の漸く仁惻を弘むること、前論已に詳らかるなり」と説いている。

る に曰く、 もと道士。六二一年、十一条にわたって仏教批判を展開するなど、執 されている。さらに巻十一の「傅奕の仏僧を廃省する表を上るに箴 周公安んぞ能く述べんや」とあって、「孔子周公」が仏教と比較対照 拗に仏教を攻撃した人物として知られている。その仏僧を廃省する表 す」(一六〇A) にもこうした文言が見える。 「虞夏湯姫は、 其の一条に曰く、 同書巻六(一二七A)には、 周公孔子は並びに是国臣なり(後略)」と反論がなされてい 政、 周孔の教に符すと」という文言に対して、「箴 仏経の興行、 「唐の特進鄭公議徴が策に百条有 早晩の得失を問ふ。 傅奕は唐の廃仏論者で、 (中略) 孔子

ているが(法琳『弁正論』巻八、道世『法苑珠林』巻五五などにも掲載)、れる梁の武帝の「梁の武帝道法に事ふることを捨つる詔」が収められまた、同書巻四(一一二A)には、仏教に深く傾倒したことで知ら

仏の偉大さがたたえられている。 ・ で酬するも、予賜が言語も、商偃が文学も、爰に及ばんや」とあって、 とあって、仏教の立場から老子と周公・孔子が低く評価されている。 とあって、仏教の立場から老子と周公・孔子が低く評価されている。 とあって、仏教の立場から老子と周公・孔子が低く評価されている。 とあって、仏教の立場から老子と周公・孔子が低く評価されている。

る論争に影響されたものと考えられる。に用い、儒教を仏教よりも下位に評価したのは、こうした中国におけば教伝来記事が経文を改変して「周公孔子」という文言をことさら

全なる智慧(仏法のこと) Ļ 致することになり、両者の対応を認めてよいようにも思われる。 流す」と記したことを果たしたとなっているから、 すると予言するくだりであるが、 だと見るのが通説である。これは仏が舎利子に応えるという形で、 の五百歳に、東北方に於いて、 五三九B)の 河村秀根・益根の指摘以来、『大般若経』難聞功徳品 すなり」という部分はいかがであろうか。これについては、 我法東流 私には、 仏滅後五百年とする年数が合致しないことが気にかかる 「甚だ深き般若波羅密多、我が滅度の已後、 次に、仏教伝来記事の「仏の『我法東流』と記すを果た は仏滅後五百年ののちに東北方で広く流布 当に広く流布すべし」に依拠する表記 仏教伝来記事も、 仏が 予言と結果とが合 (巻三〇二、大六) 「わが法は東 時後、 谷川士清

五.

点になると考えるからである。年数の問題については後述するが、この記事を読解する上で重大な論

拠して作文されていると考えている。 仏法の初伝は「東流」によってもたらされたとするこうした表現に依 仏法の初伝をこれらの語で表現したのである。 仏法東流して、政は十代を経て、年は将に六百」とある。中国では、 は『広弘明集』にも収める) は、 中国 なせり」とある。さらに、法琳『破邪論』(大五二、四八七日、なお同書 たとえば、 てより以てこのかた、震旦に已に三度諸の悪王、仏を廃損することを あり、『法苑珠林』巻九十八(大五三、一〇一二C)には、「仏法東流し 弘明集』巻十の任道林の意見書(大五四、一五四B、一五五B)には、 六四A) なっている。 してより幾んど六百載」とあり、 「仏教東伝して時七代過ぎたり」「釈教東伝してより時五百を経」と |の仏書のきまり文句で、 |仏法東流| あるいは「仏法東漸」「仏法東伝」というのは経典や にも、「仏法東流してより幾んど六百載」とある。また『広 仏法が中国に伝わったこと自体をこれらの文言で表現した。 道宣『四分律行事鈔』上(大四〇、二B)には、「仏法東流 仏法は東の方に伝わっていくという思想である。中国で には、 仏法の流通についての根本思想の一つと 「後漢の明帝永平十年に始りて已来 同『続高僧伝』巻十七(大五〇、五 私は、 仏教伝来記事は

ている。これは「帝国」と対照させる語として用いられており(なお西蕃 仏教伝来記事には、「西蕃」の語が二度にわたって用いられ

いうことを述べる表現にもなっている。も見えない)、また仏法は「東流」するのだから西の方から伝わったと「帝国」の語は『日本書紀』ではここにしか用いられておらず、『古事記』に

多、 教と周公・孔子との対比がなされている。また、『大唐大慈恩寺三蔵 から求法の旅に出た僧たちは、 には、「是において西蕃を巡り渉りて東夏に至る」などとある。 入らんと欲す」とあり、『大唐西域求法高僧伝』巻一(大五一、一C) 法師伝』巻一(大五○、二三三A)には、「僧あり、字を玄奘、西蕃に 七〇一A)には、「仏法、本西蕃より出づる」と見え、その直前に という記述がいくつも見える。たとえば『法苑珠林』巻五五(大五三 (経典) 中国の仏書には、 西蕃より出で、名号周孔に伝ふることなし」とある。後者は修多 は周孔の時代には伝わっていなかったことを述べており、 仏教が「西蕃」に起こり、「西蕃」から伝わった 「西蕃」に仏法を求めたのである。 中 仏

これに連関していることである。これについては後述する。部においては、「西蕃」という観念が神功皇后紀の記述を承けておりよかろう。もう一つ注意しなくてはならないのは、『日本書紀』の内仏教伝来記事の表現はこうした観念の影響を受けたものと理解して

も経典・仏書に依拠した表現だと考えられる。たとえば、『仏説大乗たして礼うべきかいなか、と問うくだりがある。ここの「相貌端厳」であってこれまでに見たことがないものであるが、は相貌端厳 仏教伝来記事には、欽明が「群臣」たちに「西蕃」の仏

女の相貌端厳なるを択びて」と見える。 『仏説最上秘密那拏天経』巻一(大二一、三六〇B)には「然るに一童事』巻八(大二四、三三A)には「威徳は勇猛にして相貌端厳」、また厳にして殊に色は希奇なり」、あるいは『根本説一切有部毘奈耶薬荘厳宝王経』巻二(大二五、五五A)には「其の現身するところ相貌端

序品に 八 A 端厳にして甚だ微妙なること」とあることだろう。後者の「甚微妙」 仏教伝来記事の記述はこうした文言を典拠とするものと考えられる。 通録』中巻第十四 という文言は『金光明最勝王経』とも共通しており、 五七B) も用いられている。 だが、より注目されるのは、 「所行の相貌知ること能はず」とあることや、『法華経』巻一の 「種々の相貌」とあり、 に 「其堂に皆端厳なる天女有りて」とあり、つづけて(六五 (大五二、四一七C) に「形相端厳」などと見える。 また類似の表現は、たとえば道宣『集神州三宝感 しばらくあとに「身の色は金山の如く 『虚空蔵菩薩神呪経』 巻一(大一三、 仏教伝来記事に 六

述である。 致さむ」と「奏日」して仏教を礼うことに反対したとある。 するを事とす。 天下に王たるは、 を「奏曰」した。これに対し、 はみな仏教を礼っているから、 百八十神、 方今し、 恒に天地社稷の百八十神を以ちて、 奏曰 改めて蕃神を拝まば、 欽明の下問に対し、 物部尾輿と中臣鎌子は わが国も礼うべきであるとの意見 恐るらくは国神の怒を 蘇我稲目は、 春夏秋冬、 「我が国家の 有名な記 西西 祭拝 蕃諸

人間文化研究 7 二○○七年

である。 自分は 神は、 り、 る。^{[2} 記の 祭奉す。 指摘したように、 は れに対し、 中書に対して「仏に事ふることを得べきとなすや否や」と問うた。こ などあるはずがなく、『日本書紀』 したものとしなくてはならない。 また、「奏曰」という表現も、ここに見える「奏曰」をそのまま模倣 れたものと考えられる。「外国」「戎」ではなく「蕃」としたのは、上 う表記は、ここの「外国之神」「戎神」という表現を改作して作文さ ることになったという有名な話である。 るべきであると決したという。これ以後仏教が中国社会に広く流通す も王度と同意見であった。これに対し、 したという。仏教の受容に反対する意見である。また、中書令の王波 この仏教を受け入れるか否かをめぐる議論は、 「外国之神」であるから天子諸華の祀るべきものではないとあるが 出家がなされ、 仏図澄の教化が進展して中国の人民に仏教が信じられるようにな 「西蕃」という語と整合させるための工夫と理解すべきだろう。 功、 「辺壌」(辺地) 載せて祀典に在り、礼に嘗饗あり。 中書著作郎の王度は、「夫れ王者は天地を郊祀し、 民に施さず。 『高僧伝』「竺仏図澄伝」に依拠した表現となってい 寺院が建立されるようになると、 の生まれであるから「戎神」である仏をまつ 天子諸華の祠奉すべき所に非ず」と 欽明朝のわが国に 編纂段階の表現と考えられるから 仏教伝来記事の「蕃神」とい 石虎は、 仏は西域に出ず。 王度の「議」には仏 すでに津田左右吉が 「奏」という概念 後趙王の石虎は 「奏日」 百神を 外国之

次に、「百八十神」であるが、これが「百神」を改作したものであ

馬天、 羅天、 火天、 説明されている。 五二A)、「世の衆生、 神」という概念が見え、それは「十二日、十二大天、五大星、北斗、 することがままある。さらに『大般涅槃経』巻二二には(大一二、七 伝』『大唐西域記』など)のように、「百」という数で多数の神々を表現 地百神」をまつるとある。 のになるが、たとえば志磐『仏祖統紀』(大四九、四〇七B) には、「天 書には見あたらない。「百神」の語は、 ることは明らかだと考えるが、ただ「百八十」という数辞は経典や仏 梵天、楼陀天、 鬼子母天、 行道天、婆羅墮跋闍天、功徳天、二十八宿、 四天王天、造書天、婆藪天、是を八十と名づく」と 八十神に事ふることあり」というように「八十 因提天、 また「百霊」(『広弘明集』『高僧伝』『続高僧 拘摩羅天、八臂天、摩醯首羅天、半闍 他にも仏書に見え、 地天、風天、水天 後年のも

ちが 条)、「一百八十艘」(斉明四年四月条、 部」(推古二十八年是歳条、孝徳前紀)、「百八十部曲」(皇極元年十二月 はない。 ない。『日本書紀』には「八十諸神」「八十魂神」「八十萬神」という 表現が見えるから(『古事記』には「八十神」)、あるいは「百神」に (以上神代下第九段一書の二)、「百八十種勝」(雄略十五年条)、「百八十 「八十神」を加えたものかとも考えられなくはないが、 けれども、 という数辞が見えるから、 「百神」を改作して作文した独自の表現と見るべきだろう。 むしろ『日本書紀』には、 私の調べた限り、 経典や仏書に「百八十神」 「百八十神」 他にも「百八十紐」「百八十縫 同五年三月条)のように は『日本書紀』編纂者た 積極的な論拠 は見あたら 「百八

する記述も含まれている。 紀、 四年九月戊申、 くてはならないだろう。 いずれも中国文献に学んで、 ていたとは考えられないし、これらの中には、 しかしながら、 三年正月朔日、 六年二月、 年八月朔日、 『日本書紀』には、「社稷」 ⑧顕宗前紀 (清寧三年十二月)、⑨継体元年二月甲午、 ④同摂政六十二年、 **迎推古十二年四月戊辰** ①継体二十四年二月朔日、 わが国の大王や天皇の王宮内に社稷の施設が設置され ⑪斉明六年十月、⑱天武前紀、 ②同五年十月朔日、③神功皇后摂政前紀 ⑤仁徳前紀、 これら『日本書紀』 編纂者たちによって記されたものとしな の語の使用例が十九例見える (憲法十七条)、 ⑥仁徳四十年二月、 ⑫仏教伝来記事、 架空の天皇、 0) ⑩天武元年六月丙戌〉。 ⑥舒明前紀、 「社稷」 ⑩継体二十 の表記は、 (仲哀九年四 ⑦允恭前 摂政に関 ③ 欽明十 (①垂仁 16皇極

たとえば、その初例である①には、「謀反して社稷を危めむと欲

八

7

二〇〇七年

法の第七条の「社稷危からず」も、 を謂ふ」に依拠した表記であることがすでに指摘されている(日本の『ヨン す」とある。だが、これは唐の名例律の り」や、⑮の「社稷宗廟は重事なり」も類同の表現で、 がすでに指摘されている。⑦の「宗廟社稷に奉へまつることは重事な 奉へまつることは重事なり」とあるが、これまた『漢書』 た表記であることがすでに指摘されている。また⑤には「宗廟社稷に みせむ所以を計りますこと甚だ深し。 とある。これは『漢書』高后紀の「皇太后、天下の為に宗廟社稷を安 以を計ります。 べきだろう。次に③には、「皇后、天下の為に宗廟社稷を安みせむ た可能性が高い)。①の「宗廟を獲ち奉けて社稷を危めず」や、 を謀るを謂ふ」としている。 養老律の名例律八虐条は、「社稷」を「国家」に変え、 づく表現としてよいだろう。 「高帝社稷に奉へまつることは重事なり」に依拠した表記であること 且罪臣下に及ばじとのたまふ。頓首して詔を奉らむ」 大宝律の条文は不明だが、養老律と同一であっ 同様に名例律に依拠した表記とす 頓首して詔を奉らむ」に依拠し 「謀反、社稷を危めむを謀る 「謀反、国家を危めむ 同じ典拠に基 文帝紀の (4)の憲

「長生して社稷を安みせむとするものなり(中略)長く社稷を保つべがそれで、たとえば『経律異相』巻二十九(大五三、一五七A)にはる。『経律異相』『弁正論』『続高僧伝』『広弘明集』『法苑珠林』などをの「社稷」の語がしばしば見られることには注意をしておく必要があ連の「社稷」の表記の一つと見ることができるが、ただ、中国の仏書

にせよ、中国文献に依拠した表記であることはまちがいなかろう。なく、仏書に依拠してこの語を用いた可能性も排除できない。いずれして「社稷」の語を用いたのかを判別することは難しいが、外典では廟社稷の類は皆然る也」と見える。仏教伝来記事の作文者が何に依拠申」と、『広弘明集』巻一二(大五二、一七〇B)には「今の国家の宗し」と、『広弘明集』巻一二(大五二、一七〇B)には「今の国家の宗

神という意味になっている。 「蕃神」の対立語として用いられており、西蕃の神に対するわが国のだなら「国神」はどう理解したらよいだろうか。ここの「国神」はたとある。 「国神」が怒りをなすだろうという意見を「奏日」したとある。 国神 仏教伝来記事には、物部尾輿と中臣鎌子が、「蕃神」を拝ん

皇が新羅追討のために百済に弟君らを派遣したところ、 ⑧の「井光」のように、 ている。その中には、 中で用いられている。 の六例は神代紀、二例は神武前紀の表記であって、 ⑨雄略七年是歳、 ⑥第九段一書の六、⑦神武前紀甲寅年十月辛酉、⑧同戊午年八月乙未 段本文、②第九段本文、③第九段一書の一、④同、⑤第九段一書の二、 しており、「天神」(高天原の神)と対になる、 これに対し、 『日本書紀』には「国神」の使用例が十一例見える〈①神代紀第八 ⑨⑩⑪の三例は少し使い方が異なる。 ⑩仏教伝来記事、 それらは、いずれも地上の神、 (1) O 国神の名が固有名詞で記されるものもある。 「脚摩乳」、 ⑪用明二年四月丙午〉。そのうち ②の「天探女」、⑦の「珍彦」、 反対概念の言葉となっ 神々の世界の話 ⑨は、 土着の神を意味 「国神」が老 日本の天

九

味であることが知られる。両者とも土着の神、その国の神という意味 で用いられているが、若干の差異があることには注意をしておきたい 意味であり、⑨~⑪の と対になる反対概念として、 着の神という意味で用いられている。 ずに帰国したという話である。ここの「国神」は、 二十八~二十九)に見られ、後者はα群の巻(巻十四~二十一、二十四~ らわしている。⑪も仏教興隆派と廃仏派の対立を描く記事の一つで、 |十七) に見られる表記である。 女に化して出現して目的地が遠いと告げたため、弟君らは新羅を討た |他国神」の反対概念として「国神」の語が用いられている。以上よ ①~⑧の「国神」は天神 前者は『日本書紀』のβ群の巻 国神」 自国の神、 (天の神) に対する土着の国の神という は他国の神に対する自国の神という意 ⑩は仏教伝来記事で、「蕃神」 (巻一~十三、二十二~二十三、 土着の神を「国神」の語であ 百済の国の神、 土

て、「国神」と表現したのではないかと推定している。で、「国神」と表現したもので、⑩では外国神のことを「蕃神」、⑪では「他国神」に「竺仏図澄伝」の「外国之神」(『広弘明集』では「外国神」と表記)に、地して用いられた表現とすべきではなかろう。私は、卿と⑪の二例は、ならない。さすれば、仏教伝来記事の「国神」は、直接中国文献に依ならない。さすれば、仏教伝来記事の「国神」は、直接中国文献に依ならない。さずれば、仏教伝来記事の「国神」は、直接中国文献に依ならない。さずれば、仏教伝来記事の「国神」は、直接中国文献に依ない。

ことである。 うることなのかもしれない。だが、対等の外交としては考えられない 置づけているから、 蕃」と記し、文書では「表」の形式をとらせるなど、臣下の国家と位 うるのか、はなはだ不審である。もっとも仏教伝来記事は百済を「西 臣下に与えてその私宅でまつらせるなどということが史実としてあり が公式の外交ルートにて贈った聖なる物品を、 にはいかにも作為的で不自然に感じられてならない。はたして百済王 原の家を浄捨して寺としたという。だが、こうした事態の進展は、 明王から贈られた物品を蘇我稲目に授けて礼拝させることとしたと記 している。稲目は、 家を浄捨して寺と為す 仏教伝来記事は、 それを前提とするなら、こうした話の展開もあり それらを小墾田の家に安置してまつり、やがて向 続けて、 君主自らがまつらずに 天皇は百済の聖 私

常套的な表現であることに注意しなくてはならない。たとえば、僧祐(宅)を捨して寺にするというのは、中国の仏書にしばしば見られる(そこで稲目は「家」を「浄捨」して「寺」にしたというが、家

7

二〇〇七年

中巻第十二にも「宅を捨して寺と為す」(大五二、四一五B、四一七A) し」(大五〇、六二九B)とあり、同『集神州三宝感通録』中巻第七、 九「僧明伝」には、「鷹、聞きて咎を懺ひて、 と為す」(一〇一六A) などと見える。次に、道宣『続高僧伝』巻二十 て寺と為し」(大五一、九五一A)と見える 宅を捨して立つる所也」(一○一三C)、「梁氏、惶懼して宅を捨して寺 て以て寺と為す」(一〇一三A)と、巻四に「沖覚寺は、大傅清河王懌 C)と、巻二に「子休、遂に宅を捨して霊応寺と為す」(同一○○六A) さらに、楊衒之『洛陽伽藍記』を見ると、巻一に「池の西南に願会寺 寺と為し」(大五〇、三五五C)と、巻八「道慧伝」に「宅を捨して福 Ŧi. とある(『高僧伝』巻三にも同様の記述)。また、『高僧伝』を見ると、 「後に宅を捨して建中寺と為す」(一〇〇九A) と、巻三に 「曇翼伝」に 宅を捨して刹を建つ。 中書侍郎の王翊、 |蔵記集』巻十四 遠く精舎を建つ」(同三七五C)と、巻十三「法願伝」に「太 同『釈迦方志』巻一にも「像、遂に夜に至りて乃ち宅を捨し 佼長生、宅を捨して寺と為し」(同四一七人) などと見える。 「晋の長沙の太守、騰含、江陵に於いて、宅を捨して 「僧伽跋摩伝」には、「景平元年、 宅を捨して立つる所也」(大五一、一〇〇三 因りて平陸寺と名く」(大五五、一〇四C) 即ち宅を捨して寺と為 平陸の令許 「宅を捨し

「家を浄捨して寺と為す」は、中国仏教の知識に基づき、仏書に依拠られる一般的な営為で、史料的にも枚挙に遑がない。仏教伝来記事の宅を捨(喜捨)して寺院とするというのは、中国仏教にしばしば見

して記述されたものとしなくてはならないだろう。

それは廃仏に対しての報が下されたということで、バチが当たったと たという。これは天皇の宮殿に火災が発生したということだろうが いうのである。 れた。すると、天に風雲もないのに、たちまち大殿に「災」がおこっ れたということである。わが国最初の廃仏が天皇の命によって行なわ 鎌子の進言に基づくとはいえ、最終的には天皇によって決定、 伽藍は焼かれてしまったという。ここで注意すべきは、 に依れ」とこれを許可した。こうして、仏像は難波の堀江に棄てられ と中臣鎌子が廃仏を行なうよう天皇に「奏」したところ、天皇は「奏 立すると、 廃仏の報 疫病が発生し、民が亡くなったという。 仏教伝来記事では、蘇我稲目が仏像を安置し、 そこで、 廃仏は尾輿 寺院を建 物部尾輿 執行さ

思想で、仏罰が下ったというのである。の病となり、天皇はそのまま亡くなってしまったという。これも報のとある。廃仏令の発布である。すると、天皇と守屋はたちまち「瘡」と勝海の進言を聞き入れて「仏法をやめよ」という「詔」を発布した正勝海の進言を聞き入れて「仏法をやめよ」という「詔」を発布した正勝海の進言を聞き入れて「仏法をやめよ」という「詔」を発布した正規では後述するが、『日本書紀』では、敏達天皇も物部守屋と中

「瘡」となって崩じたと記されている。『法苑珠林』巻九十八には、れ、北周の武帝も、巻十(一五三C)で、「癘気」が内に満ち、身は集』巻六(二二四C)では、「悪疾」にかかり、殺されて崩じたと記さ中国の仏書を見ると、廃仏を行なった北魏の太武帝は、『広弘明中国の仏書を見ると、廃仏を行なった北魏の太武帝は、『広弘明

__

述とするのが妥当であろう。 述とするのが妥当であろう。 述とするのが妥当であろう。 述とするのが妥当であろう。 述とするのが妥当であろう。 述とするのが妥当であろう。 述とするのが妥当であろう。 述とするのが妥当であろう。

ない。

「臣下の礼」以上、一通り仏教伝来記事を検討してきたが、全体を見いてあらためて疑問に感じるのが、百済王が「表」の形式で意思を渡してあらためて疑問に感じるのが、百済王が「表」の形式で意思を渡してあらためて疑問に感じるのが、百済王が「表」の形式で意思を

同じであることも気にかかる。おそらく偶然ではなかろう。さらに官のうち「達率」は百済の十六等官の第二品であるが、こうした外交使のうち「達率」は百済の十六等官の第二品であるが、こうした外交使問がある。使者は「西部姫氏達率怒唎斯致契」と表記されている。こまた、すでに指摘されていることだが、使者の肩書きと名前にも疑また、すでに指摘されていることだが、使者の肩書きと名前にも疑

べることとしたい。 きだと思う。百済王がなぜ臣下の礼をとったのかについては次項で述も不審である。この百済の使者は、実在しない、創作上の人物とすべ品は姓名の上に記されねばならないはずなのに、そうなっていないの

ざらむ』と。皇太后、勅して云はく、『善き哉、汝が言。是朕が「懐」 朝の鴻沢、遠く弊邑に及び、吾が王歓喜踊躍して、心に任へず。故、 られていない。神功皇后五十年五月条に、「久氐等、 喜」の語が見える。 なり』」とあるのがそれである。他にも神功皇后紀の二箇所に 書紀』には、仏教伝来記事と神功皇后紀の二箇所にしかこの語は用い ②筋立ての連続性、の二点にわたって見られる。最初に用語であるが、 は、 還使に因りて至誠を致せり。 まず注目されるのは「歓喜踊躍」の語が見られることである。『日本 神功皇后紀との内的関係 巻九の神功皇后紀と深く連関している。 万世に逮ぶと雖も、何の年にか 朝っかれまっ 仏教伝来記事は、『日本書紀』 両者の連関は、 奏して日く、『天 ① 用 の内部で

同じ典拠、すなわち『金光明最勝王経』に基づいて同一人によって作が、そうではあるまい。『日本書紀』に二箇所だけ見られるこの語は、功皇后紀の「歓喜踊躍」の典拠を『法華経』だと説明するものもある言は他にも『法華経』譬喩品に見え、『日本書紀』注釈書の中には神勝王経』の文章を用いる中で使用されていた。「歓喜踊躍」という文勝王経』の文章を用いる中で使用されていた。「歓喜踊躍」という文

7

二〇〇七年

える。 された文章とするべきで、その作文者は経典、 勝王経』にも「〇〇言、 という文言があるが、これは経典に頻出する類の表現で、『金光明最 言がある。これも仏教伝来記事と共通する表現であるが、 って編纂段階で記されたものとすべきだろう。さらに「善哉、 文されたと見るのが妥当だろう。 仏教伝来記事の作文者と同一人と見るのが妥当だろう。 さすれば、 右に引用した神功皇后紀の一節は、 善哉」とか「善哉善哉、 右の記事にはまた「奏日」という文 仏書に造詣の深い人物 汝〇〇」のように見 編纂段階で作文 同一人によ 汝言」

が

は日本に多量の「調」 たことに恐れをなし、 決意して新羅攻撃のための軍を進めた。 島との戦争や外交の記述になっている。皇后は「西」を征めることを いるが、そのすべてが神功皇后紀 (三箇所) と欽明紀 として用いられている。『日本書紀』にはこの語が七箇所用いられて イワードになっているが、 る。 共通の用語が複数見られるが、とりわけ重要なのが「西蕃」の語であ 両者には、また「西蕃」「社稷」「三韓」「群臣」など、注目すべ :功皇后紀は、 仏教伝来記事にはこの語が二回用いられ、 一国の王はその様子を偵察させていたが、 「神国」「日本」の 王自ら軍営の外まで来て叩頭謝罪して、 よく知られているように、 戦わずしてただちに降伏し、 を「春秋」に朝貢することにしたという。 神宮皇后紀においてもこの語はキイワード 「聖王」である「天皇」の「神兵」が来 軍が到着すると、新羅王は 全編のほとんどが朝鮮半 記事全体を規定するキ 勝ち目がないことを 今より以後 叩頭謝罪して以後 (四箇所) である。 永く 高麗 き

₽

ある。 貴国の鴻恩が天地よりも重いということをいずれの日、いずれの時に ることなく、常に 九年条には、 も決して忘れることはありません。 「内官家」を定めたのが「三韓」 「西蕃」となって二心はいだきませんと申し述べたとある。 「西蕃」と称して朝貢を絶やしませんと申し述べたという。こうして 『日本書紀』における「西蕃」の語の最初の用例である。次に四十 さらに五十一年条にも、百済王の父子は、 百済王は今より以後、 「西蕃」と称して「春秋」に朝貢しますと盟ったと だと記されている (摂政前紀)。 今は「臣」として下にあり、 千秋万歳に絶えることなく、 共に額を地につけて 窮ま

記 る。 えたということも、その文中の るものとなっている。 教伝来記事はそうした記述を承けて、その延長線上に話が展開してい 皇后紀の朝鮮半島との戦争、 創作された史話であるが、七一二年の『古事記』を見ると、 る朝鮮半島制圧の記述自体があっけないほど少量、簡略である。 ŧ これら一連の話は、言うまでもなく『日本書紀』の編纂者によって 「西蕃諸国」 一西蕃」 「社稷」も「三韓」も「群臣」も一切なく、そもそも神功皇后によ 成立以後に新しく作文されたものと判断するのが妥当である。 欽明が「群臣」に これら用語が合致するばかりではない。 は、 は、 百済のことを指している。 百済、 百済王が仏像等を「献」 「西蕃の献じた仏」を礼うかいなか問うたとい 新羅、 外交の長々しい記述は、 「臣明」 高句麗の Þ また蘇我稲目の 「陪臣」という表現も、 「三韓」を指している。 じて「表」で意思を伝 話の展開自体が連続す それゆえ『古事 「奏」の言 「西蕃」 仏

う う

か

に副えた文書も表の形式をとることになったのである。ことになった百済王が朝貢の品として献じたものであり、だからそれ皇后紀の話の連続線上にある。仏像等は、臣下となり、西蕃を称する済王が日本の臣下となり、「西蕃」となって朝貢を盟ったという神功

述されたものであることを示している。原資料が存在し、それに増補めてはなく、一つながりの話として、一つの構想・表現のもとに記したとは考えられないし、ならばそれに応えたという「詔」の文もある。その原資料を編纂段階で増補潤色したものが今見る記事の文章ある。その原資料を編纂段階で増補潤色したものが今見る記事の文章ある。その原資料を編纂段階で増補潤色したものが今見る記事の文章のたとはずがない。神功皇后紀の記述と仏教伝来記事とが内的に連関したとはずがない。神功皇后紀の記述と仏教伝来記事とが内的に連関したとは考えられないし、ならばそれに応えたという「詔」の文もあいたとはずがない。神功皇后紀の記述と仏教伝来記事とが内的に連関しているということは、両者がそれぞれ別個の原資料に基いて書かれたものではなく、一つながりの話として、一つの構想・表現のもとに記したとは考えられないし、ならばそれに応えたという「詔」の文もあいるとはずがない。神功皇后紀の記述と仏教伝来記事とが内的に連関しているということは、両者がそれぞれ別個の原資料が存在し、それに増補のではなく、一つながりの話として、一つの構想・表現のもとに記述された。

纂者が全く新しく作文したものと理解しなければならない。潤色がなされて今見る記事になったのではない。仏教伝来記事は、編

考えていくこととしよう。想のもとに書かれているのか。次に本題というべきこの課題についてでは、仏教伝来記事およびそれに続く一連の記事は、どのような構

注

- (1) 『日本書紀』仏教伝来記事に『金光明最勝王経』の文が用いられてい(1) 『日本書紀』仏教伝来記事について」(『史学雑誌』三六―八、一九二五年) 田武郷『日本書紀通釋』(一八九九年)であった。次いで、藤井顕孝「欽明紀の仏教伝来記事に『金光明最勝王経』の文が用いられてい
- (2) 井上薫『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、一九六一年
- (3) 拙稿「『日本書紀』と道慈」『古代仏教をよみなおす』吉川弘文館、二
- (4) 皆川完一「道慈と『日本書紀』」『中央大学文学部紀要』史学科四七、
- 年)。(5) 拙稿「道慈の文章」(大山誠一編『聖徳太子の真実』平凡社、二〇〇三
- それはそうなのであろうが、注5拙稿で述べたように、仮に初伝でなく、『金光明最勝王経』が舶載されていた可能性があることを論じている。本紀の諸相』塙書房、二〇〇四年)も皆川説を継承して、道慈以前に(6) 勝浦令子『金光明最勝王経』の舶載時期」(続日本紀研究会編『続日

八間文化研究

7

二〇〇七年

重視されたとすべきであるし、 二伝、 は道慈だと考えられる。 三伝であったとしても、

- 7 仏教渡来説と末法思想」『日本歴史』一七八、 天皇十三年仏教渡来説の成立」(坂本太郎博士還暦記念会編『古代史論 田村圓澄 Ļ 吉川弘文館、 「末法思想の形成」『史淵』六三、一九五四年、 一九六二年)。 一九六三年。益田宗 「欽明十三年 「欽明
- 8 そのまま伝えるものではなく、『法苑珠林』などを参照して述作された話 であることを論じている 〇〇五年)は、 北條勝貴「崇・病・仏神-―」(あたらしい古代史の会編『王権と信仰の古代史』吉川弘文館、二 すでに『日本書紀』の一連の ——『日本書紀』 「崇仏論争」記事が史実を 崇仏論争と 『法苑珠林』
- 9 藤善真澄『道宣伝の研究』京都大学学術出版会、二〇〇二年。 道宣については、 山崎宏『隋唐仏教史の研究』 法蔵館、 一九六七年
- 10 『書紀集解』臨川書店、 谷川士清『日本書紀通証』臨川書店、一九七八年。河村秀根・ 一九六九年。 益根
- 11 五三、一〇九B)を指摘している。 『古事記』の 『経律異相』の類型表現を多数指摘し、 瀬間正之『記紀の文字表現と漢訳仏典』(おうふう、一九九四年) 「形姿威儀」「形姿美麗」「姿容之端正」などの典拠として その一つとして「面貌端厳」(大 は、
- 12 津田左右吉『日本古典の研究』下、岩波書店、 一九五〇年
- 13 中国古代の社や土地神については、 度と思想』 東海大学出版会、 一九八一年。 池田末利『中国古代宗教史研究 池田雄一「中国古代の「社

それを用いて『日本書紀』を述作したの 道慈帰国以後は彼を中心に同経が称揚

> 青山学院大学史学研究室、 についての一考察」『三上次男博士頌寿記念 一九七九年。 東洋史・考古学論集』

14 会』(大東出版社、一九八〇年)、丸山裕美子「天皇祭祀の変容」(日本の 菊池英夫「唐代敦煌社会の外貌」(池田温編『講座敦煌 3敦煌の社

歴史八『古代天皇制を考える』講談社、二〇〇一年)。

小島憲之他『新編日本古典文学全集 坂本太郎他『日本古典文学大系 日本書紀』岩波書店、 日本書紀』小学館、 一九九四年 一九六七年。

15

- <u>16</u> 学全集 前掲『書紀集解』、 日本書紀』。 『日本古典文学大系 日本書紀』、『新編日本古典文
- 17 前掲『日本書紀通証』、『書紀集解』、『日本古典文学大系 日本書紀』、

『新編日本古典文学全集

日本書紀』など。

- 18 潮論Ⅲ・ 『日本書紀』の巻ごとの区分については、太田善麿『古代日本文学思 --日本書紀の考察 南雲堂桜楓社、 一九六二年。 森博達
- 19 す』)でも指摘した。 これについては、拙稿「古代仏教史再考」(前掲『古代仏教をよみなお

『日本書紀の謎を解く』中公新書、一九九九年。

- 20 書紀』。 前掲『日本古典文学大系 日本書紀』、『新編日本古典文学全集 日 本
- 21 誕生」(前掲『古代仏教をよみなおす』) 「天皇」「日本」 についての私見は、 拙稿 「天皇制度の成立と日本国
- 曾根正人『聖徳太子と飛鳥仏教』吉川弘文館、 二〇〇七年

22

23

だと論じている 益田宗注7論文は 「上表文が捏造」だと説き、 「後人の粉飾多い記事

<u>一</u> 五

(24) 小論は、二○○五年三月に開催された第一回「『日本書紀』を考える会」(於、成城大学)において報告したものをまとめたものである。同会化されたのに対し、拙論は発表に手間取り、予定より大幅に遅延してし化されたのに対し、拙論は発表に手間取り、予定より大幅に遅延してしまった。北條勝貴論と拙論には関連する部分が少なくない。あわせ読ままった。北條勝貴論と拙論には関連する部分が少なくない。あわせ読ままった。北條勝貴論と拙論には関連する部分が少なくない。あわせ読ままった。北條勝貴論と拙論には関連する部分が少なくない。あわせ読まれることをお願いしたい。

(つづく)